

関東農政局東京都拠点交渉（全農林労働組合東京農政分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：令和5年12月26日（火）12：30～12：45

2. 開催場所：東京都拠点ミーティングルーム（東雲合同庁舎2F）

3. 出席者：

関東農政局東京都拠点	直井 芳男	地方参事官（東京都担当）
同	間山 誠治	総括農政推進官（総括・管理）
同	木下 純子	主任農政推進官（管理）
同	林 貴子	農政推進官

全農林労働組合東京農政分会	近藤 雅方	委員長
	磯島 克己	副委員長
	新道 秀明	書記長
	渡辺 眞由美	財政部長
	高橋 和哉	執行委員

4. 議 題：

労働諸条件の改善について外

（全農林労働組合東京農政分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要：

○ 木下主任農政推進官

全農林東京要求第1号に基づき交渉を開始します。

本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく、予備交渉の段階で取り決めました事項について報告します。

要求事項のうち交渉対象とする事項につきましては、「Ⅰ 労働諸条件の改善について」1～9についての一部管理運営事項を除いた事項になります。「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」の一部管理運営事項を除いた事項になります。「Ⅲ 人事評価制度について」です。

それ以外の事項につきましては、要望事項として承るとの整理をいたしました。よろしくお願いいたします。

交渉対象となる事項について地方参事官から回答いたしますが、Ⅰの労働諸条件の改善についての超過勤務に関わる事項について行いたいとの要望があったことを前提としまして交渉を行いたいと思います。

それでは、直井地方参事官からお願いいたします。

○ 直井地方参事官

今、木下主任からありましたようにローマ数字のⅠの1から3までを一括で回答させていただきます。

職員が健康を維持し、仕事と家庭の両立を図り豊かな生活を実現する上で、超過勤務の縮減は重要な課題であると認識しております。

超過勤務を縮減するためには、業務の効率化や見直しを進めるとともに、必要な超過勤務については、管理職がその必要性を判断した上で、適切に命令を発するよう指導しているところです。

具体的には超過勤務縮減対策といたしまして、毎週水曜日と金曜日、俸給日及び毎月22日（いきいきパートナーシップの日）につきまして定時退庁日として取り組むとともに、その中でも事前命令の確認を徹底してきているところです。

毎月の超過勤務実績につきましては、チーム毎、個人毎に把握しており長時間の超過勤務が発生していないか、一部の職員に超過勤務が偏っていないか等のチェックを十分行っております。

該当する職員が見受けられた場合には、チーム内でのフォロー体制を整えること及び必ず一定の休息時間を確保することが必要と考えています。

なお、2018年度から、働き方改革に基づく超過勤務の上限等の措置が実施され、より厳格な勤務時間管理が求められており、引き続き実効性のある縮減対策に取り組み、超過勤務の縮減を図ってまいります。

私からの回答は以上となります。

今後とも、管理職と職員一人一人がコミュニケーションを取り、よりよい職場づくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 近藤委員長

特に超過勤務については、心身に不調を訴えているような職員も少なくありませんので、管理職の皆さんには是非とも目配せや心配りをしていただき超過勤務の縮減を徹底していただきたいと思います。

○ 直井地方参事官

本日は超過勤務を中心に回答させていただきましたけれども要求書にもある、ハラスメント、ワークライフバランスの事についても重要だと考えて

います。引き続き職場で管理職と職員とのコミュニケーションを取ってしっかり対応していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○木下主任農政推進官

それでは、本日の交渉を以上で終了します。

— 以上 —

2023 年 12 月 26 日

関東農政局地方参事官(東京)
直井 芳男 殿

全農林労働組合東京農政分会
委員長 近藤 雅方



要 求 書

農林水産省においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、食料安全保障の確立と農林水産業の持続的な成長をはじめとする新たな農林水産施策が展開されているなか、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務が慢性化するなど極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 関東農政局東京都拠点（以下、東京都拠点という）として、事前の超過勤務命令の徹底、職場における厳格な勤務時間管理を実施し、超過勤務を縮減すること。
2. 東京都拠点として、超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
また、超過勤務手当について全額支給すること。
3. 東京都拠点として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底すること。
4. 東京都拠点として、勤務間インターバルの確保を図ること。
5. 東京都拠点として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員

制度の機能化を図ること。

6. 東京都拠点として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。

また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

- 
7. 東京都拠点として、ワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇等が取得しやすい職場環境の整備を図ること。

8. 障がい者雇用について、東京都拠点として、雇用される障がい者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。

また、職員に対し、障がい者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障がい者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。

9. 東京都拠点として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きたいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、東京都拠点におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上